

名家連ニュース

令和5年12月25日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.974号

❖ 社保審年金部会の障害年金制度改正の審議に注目 ③ ❖

認定業務に関する体制の整備

- ・ 障害年金の審査業務について、審査の適正性の向上、認定業務の標準化、職員の専門知識・スキルの向上や体制集約による効率化を実現するため、障害厚生年金・障害基礎年金ともに全国一体的な執行体制とすることとし、全国1か所の拠点として障害年金センターを設置した。
- ・ 平成28年10月から段階的に全国の障害年金の審査業務を障害年金センターに集約し、平成29年4月、審査業務を一元化しました。

令和元年 複数の障害認定医が認定に関与する仕組みの導入(セフト`ピ`ニオ)

- ✓ 障害認定の判断の公正性を一層確保するため、障害認定医の医学的な総合判断を要する事例について複数の認定医が認定に関与する仕組みを導入し令和元年7月から実施した。

同年12月 障害認定審査委員会を設置

- ✓ 複数の障害認定医で意見が異なる事案について、適切な障害認定を確保するため、障害認定審査委員会を令和元年12月に設置し、令和2年1月からおおむね毎月開催した。

令和3年 障害認定専用端末を用いたリモート認定の運用開始

- ✓ 診断書等を画像データ化し、障害認定医が専用の可搬型端末を用いて認定する方法(リモート認定)の運用を令和3年9月から開始しました。

令和4年 職員が事前確認票を作成する仕組みの導入

- ✓ 障害認定業務の標準化や職員の専門性・スキルの一層の向上を図るため、認定に必要な診断書等の障害状態に関する事項について職員が事前確認票を作成する仕組みを令和4年4月より導入しました。

『精神の障害に係る等級判定ガイドライン』の策定

平成27年 「障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査結果」を公表

- ✓ 障害基礎年金の新規請求のうち、日本年金機構の各事務センターにおける不支給決定割合(平成22年度から平成24年度まで)を都道府県ごとに比較すると、最も高い大分県は24.4%、最も低い栃木県は4.0%等であった。
- ✓ こうしたことを踏まえ、精神障害及び知的障害の認定が当該障害認定基準に基づいて適正に行われ、地域差による不公平が生じないようにするた



め、厚生労働省に設置した「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」において、等級判定の標準的な考え方を示したガイドラインや適切な等級判定に必要な情報の充実を図るための方策について、議論されました。

平成28年 「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を策定

- ✓ ガイドラインにおいては、障害年金診断書の「日常生活能力の程度」の評価と「日常生活能力の判定」の評価の平均との組み合わせが、どの障害等級に該当するのか目安を示すとともに、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えないなど、等級判定に当たって考慮すべき要素を例示しました。
- ✓ また、適正な等級判定に必要な情報の充実を図るため、厚生労働省において、ダウンロードのリンク新規ウインドウで開きます。「診断書(精神の障害用)の記載要領」及び「日常生活及び就労に関する状況について(照会)」を作成し、ガイドラインの実施とあわせて実施することとされました。
- ✓ ガイドラインを踏まえつつ、診断書の記載内容に基づき個別の事案に即して総合的な評価を実施しました。

国民年金・厚生年金の障害年金の診断書を作成する医師の皆様へ

障害年金の診断書(精神の障害用)記載要領
～記載にあたって留意していただきたいポイント～

日頃より、年金用診断書の作成にご協力を賜り誠にありがとうございます。
精神の障害に対する障害年金は、精神障害、知的障害又は発達障害により日常生活に継続的に制限が生じ、支援が必要な場合に、これを障害状態と捉え、その障害の程度(＝日常生活の制限度合いや労働能力の喪失)に応じて障害等級を決定し、支給するものです。
適切な障害等級の決定にあたっては、作成していただく診断書の内容が、できるかぎり詳細かつ具体的に記載されていることが大変重要になります。診断書作成時にご留意していただきたい事項について、記載欄ごとにまとめましたので、参考としてください。

【この診断書で日本年金機構が確認すること】
精神疾患による病態に起因する日常生活の制限の度合いを確認します。
そのため診断書(精神の障害用)では、以下の内容を確認するための記載項目を設けております。

1. 精神疾患の存在、その病状及び重症度
【例えば、⑨ア・イ欄「現在の病状又は病徴」、力欄「臨床検査」】
2. 日常生活及び生活上の制限の度合い
【例えば、⑨ウ2・3欄「日常生活能力の判定/程度」、エ欄「就労状況」】

※ 確認にあたっては、疾患名や病歴、治療経過・病状等の内容と日常生活能力に関する評価について、齟齬や矛盾がなく、整合性があるか、という点にも着目して行います。

【注】この記載要領では、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」を《精神障害》としてまとめ、《知的障害》《発達障害》とは別に区分しています。
《症状を主とする障害性精神障害》(後述)、《重症発達障害》などは、記載欄ごとに掲げた《精神障害》《知的障害》《発達障害》の記載事項のうち類似するものを参考に記載してください。

厚生労働省 日本年金機構
Japan Pension Service

令和2年 「精神の障害に係る等級判定ガイドラインの実施状況について」を公表

- ✓ 新規裁定において、ガイドライン施行後3年間の実績(平成29年度～令和元年度)を見ると、92%のケースにおいてガイドラインで示した障害等級の目安と同じ障害等級で認定されており、認定業務の標準化が推進されました。
- ✓ 平成24年度とガイドライン施行後3年間の都道府県別「精神障害・知的障害に係る障害基礎年金の支給決定割合(新規裁定)」を比較すると、標準偏差が縮小(10.9→3.5)しており、地域差も改善されました。

障害年金受給 家族の心得
～私たち家族も賢くなりましょう～



名古屋市精神障害者家族会連合会事務局 堀場 洋二

障害年金ガイドラインの解説

名古屋市精神障害者家族会連合会事務局 堀場 洋二



上記のパワーポイント資料は名家連事務局で家族向けに作成したものです。
ご希望の方は Email: horiba@sc.starcat.ne.jp までご連絡ください。

次号の最終回で精神の障害認定基準改正の(私案)を掲載いたします